

印紙税課
税額4千
円（第7
号文書）

商取引基本契約書（雑形）

売主〇〇〇〇と、買主〇〇〇〇とは、売主の販売する商品の継続的売買に関し、次のとおり商取引基本契約を締結します。

（契約の成立）

第1条 売主は、買主に対し、継続して商品を販売します。

2 商品の品名、数量、価格、受渡期間及び方法、その他売買に必要な条件は本契約に定めるものを除き、販売の都度締結する売買契約（以下「個別契約」といいます。）により定めます。

3 個別契約は、買主が売主へ商品を注文し、売主がその承諾をしたときに成立します。注文は注文書、承諾は注文請書によることを原則とします。

（引き渡しの完了）

第2条 個別契約に基づく商品の引き渡しは、売主が売主・買主間で合意した場所又は買主の指定した者に納入した時点をもって完了したものとします。

（契約不適合責任）

第3条 引き渡された商品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は売主に対し、商品の修補、代替物の引き渡し、又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができます。

2 前項に規定する場合、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができます。

3 買主は商品の引き渡しを受けた後遅滞なくこれを検査し、契約に適合しないことを発見したときは、引き渡しより1週間以内にその旨を証拠書類又は説明資料を付して売主に通知するものとし、通知がなされなかった契約の不適合に関しては買主は第1項及び第2項の権利を失うものとします。

4 買主は、前項の検査において発見できなかった契約の不適合について後日発見した場合、その不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知するものとし、通知がなされなかったときは、買主はその不適合を理由として履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとします。

（取引限度額）

第4条 本契約による取引の限度額を金 万円とします。

上記取引限度額とは、本日迄の売主・買主間の取引により買主が売主に対し負担する債務並びに将来売主・買主間の商取引により買主が売主に対して負担する

債務の総額をいいます。

(支払条件)

第5条 代金の支払条件は下記のとおりとします。

1 締切日	毎月	日
2 支払日	翌月	日
	現金	%
3 支払方法	手形	%
	手形サイト締切日起算	日

- 2 前月の締切日迄の買主の買上げ金額が 万円以下の場合は、前記1項－3の支払方法にかかわらず現金100%払いとします。
- 3 前記1項－2の買主の支払日が祝祭日及び買主の休業日に該当するときは、その前日に支払うものとします。

(遅延損害金)

第6条 買主が代金の支払いを怠り、又はその支払いの為に振出若しくは裏書譲渡した手形が不渡りになったときは、買主は売主に対し遅滞の翌日から完済の日まで、年10%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(出荷の停止又は制限)

第7条 買主が第5条又は第6条に違反した場合には、売主は何等の通知催告を要せず出荷を停止又は制限することがあります。

(所有権の移転)

第8条 商品の所有権は代金の決済が完了されたとき、売主より買主に移転します。
2 毎月締切日までに売買された商品につき、一部弁済があったときは、売主において適宜弁済の充当をします。

(相殺)

第9条 売主は、本契約又は個別契約に基づき買主に対して有するすべての債権と、買主が売主に対して有するすべての債権とを対等額をもって、期限の如何に問わらず、いつでも相殺することができるものとします。

(買主の保管義務)

第10条 買主は、売主から納品を受けた商品を善良なる管理者の注意をもって保管します。万一買主の故意又は過失によって商品を滅失、毀損又は変質させた

ときは、買主は、売主に対し損害賠償の義務を負います。

(秘密保持)

第11条 買主及び売主は、本契約又は個別契約により知り得た相手方の技術上又は営業上の秘密を第三者に漏洩してはならないものとします。

(譲渡又は担保提供の禁止)

第12条 売主及び買主は、本契約又は個別契約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならないものとします。但し、相手方の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

(組織の変更等の通知)

第13条 買主は、営業の変更、資本金の減少、法人組織の変更又合併をしようとするときは、あらかじめ書面により売主に通知するものとします。

2 買主が名称、商号、住所又は代表者を変更したときは、買主は遅滞なく売主にその旨を書面により通知するものとします。

(期限の利益喪失)

第14条 買主が下記各号のいずれかに該当したときは、買主は当然に本契約及び個別契約によるすべての債務につき期限の利益を失い、債務の全額を一時に支払うものとします。

- (1) 第三者から仮差押、強制執行、担保権の実行としての競売の申立若しくは国税徴収法による滞納処分を受け、又は破産、特別清算、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立を受け、あるいは自ら申立をしたとき。
- (2) 債務の支払を1回でも怠ったとき、又は手形、小切手を1回でも不渡りにしたとき。
- (3) 資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると思われる相当の理由があるとき。
- (4) その他本契約又は個別契約に違反したとき。

(契約の解除)

第15条 買主が前条各号のいずれかに該当したときは、売主は何等の通知、催告を要せず、直ちに本契約及び個別契約を解除することができます。

2 契約を解除したときは、売主は、買主に対し、損害の賠償を請求することができます。

(反社会的勢力の排除)

第16条 買主及び売主は、お互いの役員及び従業員が暴力団員による不当な行為の

防止等に関する法律第2条に規定する暴力団の構成員たる暴力団員、その他これに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)に該当しないことを保証します。

- 2 買主及び売主は、お互いの役員又は従業員が前項の暴力団員等に該当したとき、何らの催告をなさず本契約及び個別契約を解除することができます。
- 3 買主及び売主は、前項に基づいて本契約及び個別契約を解除したとき、それによって生じた一切の損害を賠償する責任を負いません。

(不可抗力の免責)

第17条 天災地変、売主の関与しない労働争議、その他已むを得ない事由により売主の商品引渡しに支障が生じても売主は免責されるものとします。

(連帯保証)

第18条 買主は、本契約及び個別契約に基づく買主の売主に対する債務を担保するため、連帯保証人を立てるものとします。

- 2 連帯保証人は、売主買主間の取引により買主が売主に対し現に負担し、又は将来負担すべき一切の債務を買主と連帯して履行する責任を負うものとします。
- 3 各連帯保証人の保証限度額は各金 万円とします。
- 4 連帯保証人がその義務を果たせないことが明らかになったときは、売主は買主に対して連帯保証人の変更を求めるものとします。

(有効期間)

第19条 本契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとします。但し、期間満了1ヶ月前に当事者の一方により書面による更新拒絶の申出がないときは本契約は更に同一条件をもって同一期間更新存続するものとします。以下これを繰返すものとします。第18条に定める連帯保証人の責任についても同様とします。

(管轄裁判所)

第20条 本契約及び個別契約に関する一切の紛争については、売主の本店所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(疑義についての協議)

第21条 本契約又は個別契約に定められた事項並びに本契約及び個別契約に関して生じた疑義については売主及び買主は、お互いに誠意をもって協議のうえ決定します。

年　　月　　日

壳　主	住　所 法　人　名 代表者名	印
買　主	住　所 法　人　名 代表者名	実印
買主の連帯保証人	住　所 氏　名	実印
買主の連帯保証人	住　所 氏　名	実印
買主の連帯保証人	住　所 氏　名	実印

(買主および連帯保証人は、印鑑証明書を各1通添付願います)